

第2次名護市環境基本計画

[名護市一般廃棄物処理基本計画]

[第2次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）]

- 概要版 -

みんなでまもり・つくり・つなげる

やんばるの自然と暮らしが共にかがやく あけみおのまち 名護

令和8年3月

名護市

第1章 第2次名護市環境基本計画について

■第2次名護市環境基本計画とは

第2次名護市環境基本計画（以下、「本計画」という。）は、現在及び将来の市民が美しい自然と共存しながら健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを実現するために定められた名護市環境基本条例に基づき、名護市（以下、「本市」という。）の自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

■本計画の期間

計画期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とします。なお、本市を取り巻く状況や社会情勢等を踏まえた上で、2030（令和12）年度に、必要に応じて中間見直しを行います。

■持続可能な開発目標（SDGs）との一体的な推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsの理念は本計画の各施策を進めていく上でも重要な視点であることから、本市においてもSDGsの理念を踏まえながら各取組を推進し、「持続可能なまちづくり」と「地域活性化」の実現を目指します。

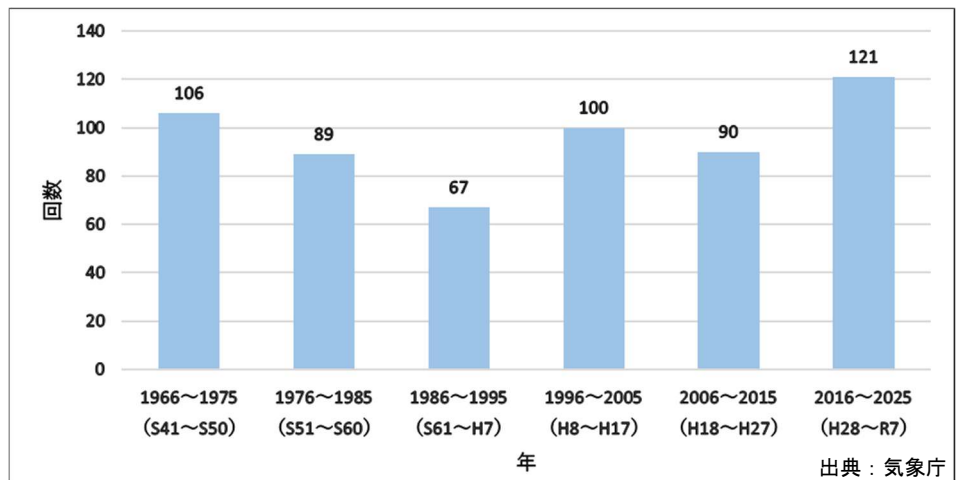


第2章 本市の環境を取り巻く状況と課題

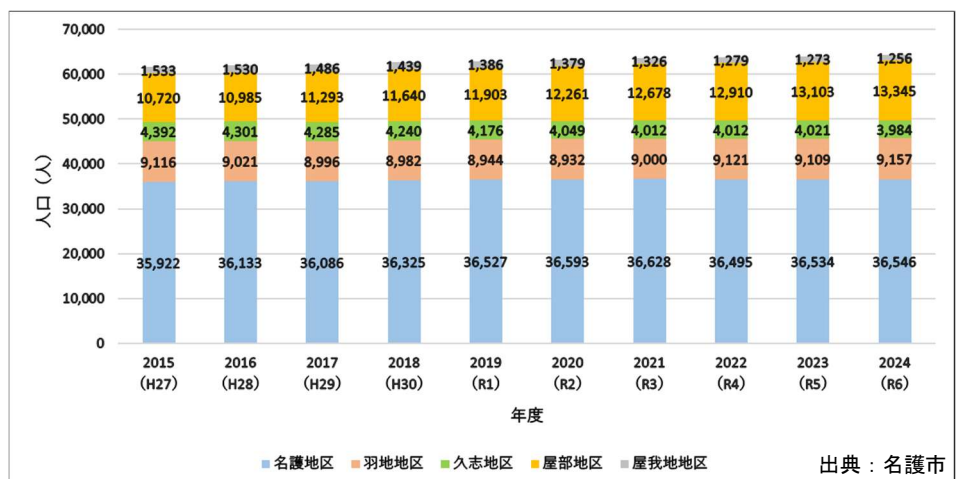
■本市の概要

本市の概要は、以下の7項目についてまとめています。

- (1) 位置・地勢
- (2) 気候
- (3) 人口・世帯数
- (4) 土地利用
- (5) 産業
- (6) 交通
- (7) 環境



本市における降水量が50mm/h以上の発生回数（10年ごとの合計値）

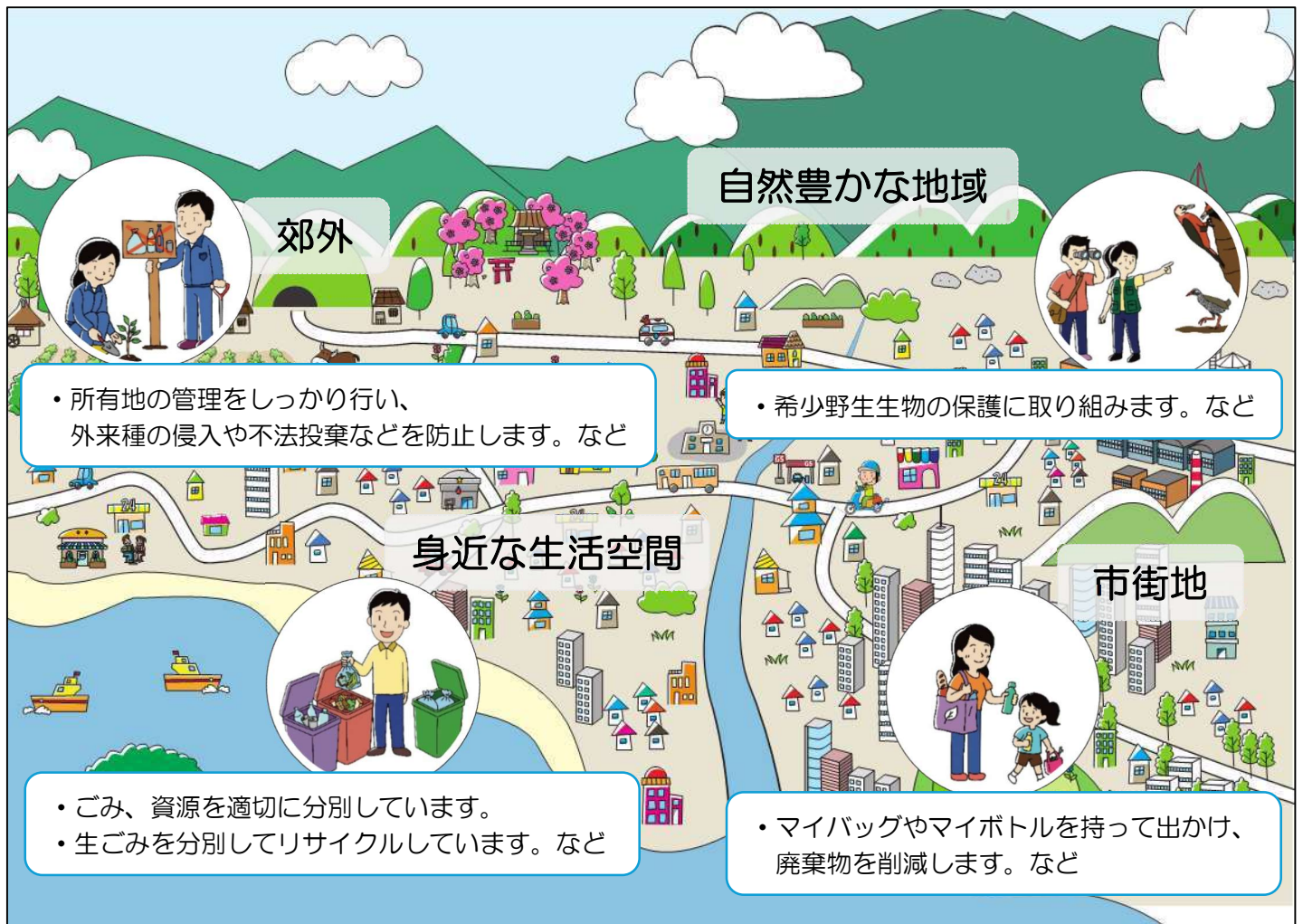


本市における人口推移



第3章 みんなで目指す10年後のまちの姿

■みんなで目指す10年後のまちの姿に向けた行動



■他にも

- テレワークによって、移動に伴うCO₂の削減を心がける。
- 節電、節水、ティッシュ等資源の無駄遣いをしないよう心がける。
- 省エネ効果の高い製品を使用する。
- 汚れを拭き取ってから食器を洗い、水質汚濁負荷を低減する。
- 家庭から出た生ごみでつくった堆肥で家庭菜園を楽しむ。
- 手つかずの食品をフードドライブに寄付し、廃棄物を削減する。
- 地域で生産された農作物などを販売し、環境負荷を低減する。
- 環境イベントやマルシェを開催する。
- 事務所周辺の美化活動に参加する。
- 規格外の農作物を有効活用する。
- 環境基準を守り生産活動を行う。
- 省エネ、省資源で環境に配慮した生産活動。
- 環境に関する情報収集を行う。
- 環境教育講座、自然観察会、体験型学習会に参加する。
- 自然が豊かな地域の美化活動（清掃活動）に参加する。 など



■第2次名護市環境基本計画の施策体系

みんなで目指す 10年後のまちの姿	基本理念	基本方針
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> やんばるの自然と暮らしが共にかがやく みんなでまもり・つくり・つなげる あけみおのまち 名護 </p>	<p>1. やんばるの自然環境の保全に向けた活動が行われること</p>	<p>(1) 地域本来の生物多様性の保全と回復</p>
	<p>2. 安全・安心・文化的な生活環境の創造に向けた活動が行われること</p>	<p>(2) 命を守り、健康的に暮らすことのできる生活環境の創造</p> <p>(3) 伝統・文化の薫り高い快適な生活環境の創造</p>
	<p>3. 元気で豊かな持続的発展が可能な地域社会づくりが行われること</p>	<p>(4) 地域で育まれた豊かな環境を生かした地域活動の活性化</p> <p>(5) 循環型社会の構築</p> <p>(6) 地球環境の保全</p>
	<p>4. 市、市民及び事業者の意識向上及び協働体制の構築が積極的に行われること</p>	<p>(7) 環境教育及び環境保全・創造活動による環境意識の向上</p> <p>(8) 協働及び推進体制の構築</p>

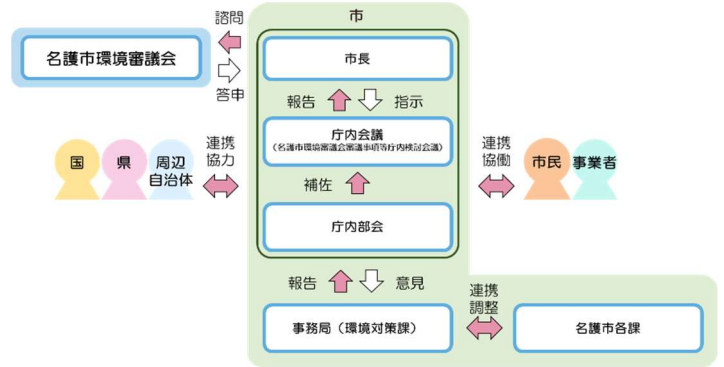
具体的施策	取組
1. 在来動植物及びその生息空間の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定外来生物等の防除 ・ 自然環境と調和した土地利用の適正な規制・誘導 ・ 自然環境の保全・回復に向けた取組の推進
2. 環境に配慮した生産手法の改善と産業基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤土等流出防止対策 ・ 持続的な農業 ・ 自然と調和した森林資源の保全
3. 自然災害による被害の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内河川の整備 ・ 教育施設の整備 ・ 地域防災力の向上
4. 環境の向上に向けた公害防止対策等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音・振動・悪臭対策 ・ 野犬の捕獲・ハチの巣駆除 ・ 水道水の水質確保 ・ 公共用水域の水質改善
5. 歴史文化資源、伝統文化及びまちなみの保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の保全と活用 ・ 芸術文化の振興
6. 豊かな自然環境を生かした地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくりに繋がる自然を守る活動 ・ 在来の植物の活用 ・ 環境に配慮した公園の整備推進
7. 地域資源の発掘・保全・活用を図る地域活性化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源の活用 ・ 地域資源を活用したふるさと納税返礼品の拡充
8. 廃棄物の減量及び資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市、市民及び事業者の協働による4Rの推進 ・ 環境に優しく効率的な循環システムの構築 ・ ごみの安定的な適正処理の実施 ・ クリーンなまちづくりの推進
9. 地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ化の推進 ・ 循環型社会の構築 ・ 温室効果ガスの排出抑制 ・ 温室効果ガスの吸収源保全 ・ 地球温暖化防止に関する情報の収集・発信
10. 環境教育及び環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信 ・ 環境教育の実施 ・ 博物館運営の充実 ・ 体験学習等の推進による人材育成事業の充実
11. 意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見の募集

市、市民及び事業者の協働/規制等の措置/財政上の措置/国、地方公共団体等との連携協力/環境データの収集・公表体制の構築/環境に関するモニタリング体制づくり/

第4章 推進体制と進捗管理

■推進体制

目標を達成するためには、市、市民及び事業者の各主体が連携・協働して地域全体で取り組むとともに、国、県、周辺自治体等と連携・協力していくことが重要です。右に示すような体制づくりを行い、本計画の推進を図ります。



■進捗管理

本計画の進行管理は、Plan（計画）、Do（実施及び運用）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）のサイクルに基づき実施します。

第5章 名護市一般廃棄物処理基本計画

■名護市一般廃棄物処理基本計画とは

名護市一般廃棄物処理基本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から構成されています。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく計画で、本市の一般廃棄物処理事業の最上位計画です。計画対象範囲は市内全域（米軍施設を除く）とし、廃棄物のうち一般廃棄物を対象とします。

■数値目標

- ごみ排出量を2030（令和12）年度において **18,898** t/年以下にする。
- リサイクル率は2024（令和6）年度の水準（**12.2%**）を維持する。
- 最終処分率を排出量の **5.6%**未満にする。
- 生活排水処理率を **92.2%**以上にする。

■施策体系

基本方針	項目	施策
市、市民及び事業者の協働による4Rの推進	発生回避・発生抑制の推進	施策 1 4Rの実施による循環型社会形成の推進 施策 2 ライフスタイルの変化への対応 施策 3 生ごみの減量化の推進 施策 4 事業系ごみの減量化、適正処理の推進
	再使用・再生利用の推進	施策 5 分別の徹底による資源化の推進 施策 6 グリーン購入等の推進
	4R意識の定着と拡充の推進	施策 7 名護市環境クリーン推進員制度の拡充 施策 8 学習会、見学会の開催 施策 9 学校等における環境教育の充実
環境に優しく効率的な循環システムの構築	リサイクル推進に効果的な収集体制の整備	施策 10 生ごみ堆肥化事業の市内全域への拡充 施策 11 資源物の抜き取り対策
	新しいリサイクルシステムの検討	施策 12 草木類のリサイクル
ごみの安定的な適正処理の実施	効率的な収集体制と高齢者等に配慮した収集サービスの整備	施策 13 効率的な収集体制の整備 施策 14 高齢者及び障がい者への収集サポート
	安心・安全なごみ処理施設の整備	施策 15 名護市一般廃棄物処理施設の運用と長寿命化 施策 16 リサイクルセンターの活用
	安定的な最終処分先の確保	施策 17 沖縄県公共圏と産業廃棄物管理型最終処分場への埋立
	適正処理の実施	施策 18 適正処理困難物の対応 施策 19 特定の製品に対するリサイクルルートの活用 施策 20 災害ごみ対策 施策 21 緊急時のごみ処理体制の構築 施策 22 在宅医療廃棄物の対応
クリーンなまちづくりの推進	不法投棄をさせないための仕組みづくり	施策 23 不法投棄等の防止対策 施策 24 一般廃棄物の適正処理の推進に向けた監視・指導の徹底
	環境美化の推進	施策 25 ボランティア清掃活動の推進
生活排水処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道への接続や合併処理浄化槽の整備推進による水洗化率の向上。 ・単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口等の減少による生活排水処理率の向上。 	
水質保全に対する市民啓発の推進	水環境の保全・改善に関する広報・啓発活動を積極的に行い、水質保全に対する意識の向上を図ります。	

第6章 第2次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

■第2次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは

名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、地球温暖化防止と気候変動による影響を軽減し、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）を強化することを目的に策定しています。また、国計画、県計画及び名護市総合計画等と整合を図り、温対法第21条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定しました。

■削減目標

国、県の目標及びこれまでの推計結果をふまえ、市の温室効果ガス排出量の削減目標を設定しました。

■2030年度の温室効果ガス排出量を

基準年度（2013年度）比 **26%**以上削減する。

■2050年度の温室効果ガス実質排出量を **ゼロ** にする。

■施策体系

基本方針	基本施策	取組
＜基本方針Ⅰ＞ 省エネ化の推進	〔基本施策1〕 家庭や職場での省エネ化	◆取組① 省エネ行動の推進
		◆取組② 施設の省エネ化の推進・促進
＜基本方針Ⅱ＞ 循環型社会の構築	〔基本施策1〕 ごみの減量化の推進	◆取組① ごみの減量及び発生抑制の推進・促進
	〔基本施策2〕 ごみの循環利用の推進	◆取組① ごみの循環利用の推進・促進
＜基本方針Ⅲ＞ 温室効果ガスの排出抑制	〔基本施策1〕 温室効果ガス排出抑制に寄与する エネルギーへの転換	◆取組① 使用エネルギーの見直し
		◆取組② 太陽光発電設備等の導入推進・促進
	〔基本施策2〕 温室効果ガス排出抑制に寄与する 交通手段への転換	◆取組① バス・タクシーの利用推進・促進
		◆取組② 自転車の利用推進・促進
	〔基本施策3〕 温室効果ガス排出抑制に寄与する 自動車（次世代自動車）利用の推進	◆取組① エコドライブの推進・促進
		◆取組② 次世代自動車利用の推進・促進
＜基本方針Ⅳ＞ 温室効果ガスの吸収源保全	〔基本施策1〕 温室効果ガス吸収に寄与する緑地等の保全	◆取組① 緑の育成・管理
＜基本方針Ⅴ＞ 地球温暖化防止に関する情報の収集・発信	〔基本施策1〕 地球温暖化防止に関する情報の収集・発信	◆取組① 情報の収集・発信



第2次名護市環境基本計画

[名護市一般廃棄物処理基本計画]

[第2次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）]

令和8年3月

〒905-0001 沖縄県名護市字安和 1863 番地 13
名護市役所 環境水道部 環境対策課
TEL : 0980-43-0101 FAX : 0980-43-0122